

第百五十四回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 五 号

平成十四年四月三日(水曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 森 英介君

理事 鴨下 一郎君 理事 鈴木 俊一君

理事 長勢 甚遠君 理事 野田 聖子君

理事 釘宮 磐君 理事 山井 和則君

理事 福島 豊君 理事 佐藤 公治君

理事 岡下 信子君 理事 金子 恭之君

北村 誠吾君 佐藤 勉君

自見庄三郎君 田村 憲久君

竹下 亘君 竹本 直一君

棚橋 泰文君 西川 京子君

林 省之介君 平井 卓也君

松島みどり君 三ッ林隆志君

谷津 義男君 吉野 正芳君

大島 敦君 加藤 公一君

鍵田 節哉君 金田 誠一君

五島 正規君 土肥 隆一君

三井 辨雄君 水島 広子君

江田 康幸君 榊屋 敬悟君

樋高 剛君 小沢 和秋君

木島日出夫君 阿部 知子君

中川 智子君 野田 毅君

川田 悦子君

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

第一類第七号

厚生労働委員会議録第五号 平成十四年四月三日

厚生労働大臣政務官 久野 恒一君
厚生労働委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動

四月三日

辞任

木村 義雄君

宮澤 洋一君

同日

辞任

金子 恭之君

平井 卓也君

補欠選任

金子 恭之君

平井 卓也君

同日

補欠選任

木村 義雄君

宮澤 洋一君

三月二十九日

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

四月二日

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

三月二十五日

患者負担引き上げ中止に関する請願(阿部知子君紹介)(第一〇二五号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇二六号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇二七号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇二八号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇二九号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇三〇号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇三一号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇三二号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇三三号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇三四号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇三五号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇三六号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇三七号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇三八号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇三九号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇四〇号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇四一号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇四二号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇四三号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇四四号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇四五号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇四六号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇四七号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇四八号)

同(省野哲雄君紹介)(第一〇四九号)

節哉君紹介(第一〇三二一)

バーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上に関する請願(阿部知子君紹介)(第一〇三三二)

同(赤城徳彦君紹介)(第一〇三三三)

同(二階俊博君紹介)(第一〇三三四)

同(水島広子君紹介)(第一〇三三五)

国立病院・療養所の院内保育所の存続・拡充に関する請願(阿部知子君紹介)(第一〇三三六)

同(荒井聰君紹介)(第一〇三三七)

医療保険制度改正に関する請願(阿部知子君紹介)(第一〇三三八)

同(上田清司君紹介)(第一〇三三九)

同(土肥隆一君紹介)(第一〇三四〇)

同(荒井聰君紹介)(第一〇三四一)

同(田中慶秋君紹介)(第一〇三四二)

同(重野安正君紹介)(第一〇三四三)

児童扶養手当の減額・支給期間短縮などの改善中止に関する請願(阿部知子君紹介)(第一〇三四四)

同(土肥隆一君紹介)(第一〇三四五)

同(中林よし子君紹介)(第一〇三四六)

同(藤木洋子君紹介)(第一〇三四七)

国民の医療と国立病院・療養所の充実・強化に関する請願(阿部知子君紹介)(第一〇三四八)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一〇三四九)

同(石井郁子君紹介)(第一〇三五〇)

同(今川正美君紹介)(第一〇三五一)

同(大森猛君紹介)(第一〇三五二)

同(木島日出夫君紹介)(第一〇三五三)

同(北川れん子君紹介)(第一〇三五四)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇三五五)

同(瀬古由起子君紹介)(第一〇三五六)

同(原口一博君紹介)(第一〇三五七)

同(春名眞章君紹介)(第一〇三五八)

同(藤木洋子君紹介)(第一〇三五九)

同(大森猛君紹介)(第一〇三六〇)

同(木島日出夫君紹介)(第一〇三六一)

同(北川れん子君紹介)(第一〇三六二)

同(穀田恵二君紹介)(第一〇三六三)

同(瀬古由起子君紹介)(第一〇三六四)

同(原口一博君紹介)(第一〇三六五)

同(春名眞章君紹介)(第一〇三六六)

同(藤木洋子君紹介)(第一〇三六七)

[illegible]

同塩川鉄也君紹介(第一三三八号)
同矢島恒夫君紹介(第一三三九号)
健保・共済本人三割負担等の患者負担引き上げ
中止に関する請願(瀬古由起子君紹介)(第一三
三〇号)
同中林よし子君紹介(第一三三二一号)
同春名真章君紹介(第一三三三二号)
同矢島恒夫君紹介(第一三三三三号)
同吉井英勝君紹介(第一三三四号)
保育・学童保育予算の大幅増額に関する請願
(大島令子君紹介)(第一三三六号)
健保三割負担・高齢者窓口負担の大幅引き上げ
中止に関する請願(春名真章君紹介)(第一三三
八号)
同山口富男君紹介(第一三三九号)
は本委員会に付託された。
三月二十八日

社会保障を拡充し、将来への安心と生活の安定
に関する請願(第五七六号)、児童扶養手当の抑
制案撤回に関する請願(第五八二号)、同(第六
二二一)、児童扶養手当抑制案の撤回に関する
請願(第五八四号)及び保育・学童保育予算の大
幅増額に関する請願(第六八三号)は「辻元清美
君紹介」を「中川智子君紹介」にそれぞれ訂正さ
れた。

三月二十五日

安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増反
対に関する意見書(宮城県東和町議会)(第二八
九九号)
安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増反
対に関する意見書(山形県余目町議会)(第二九
〇〇号)
安心と信頼の医療制度の確立に関する意見書
(千葉市議会)(第二九〇一号)
安心で信頼できる質の高い医療提供体制の確立
に関する意見書(長野県議会)(第二九〇二号)
安心と信頼の医療制度の確立に関する意見書
(愛知県田原町議会)(第二九〇三号)

安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増反
対に関する意見書(香川県豊浜町議会)(第二九
〇四号)
遺伝子組み換えイネを食品及び飼料として承認
しないことに関する意見書(神奈川県逗子市議
会)(第二九〇五号)
医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道月
形町議会)(第二九〇六号)
医療制度の抜本の改革に関する意見書(北海道
歌登町議会)(第二九〇七号)
医療制度の抜本の改革に関する意見書(北海道
利尻富士町議会)(第二九〇八号)
医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道三
石町議会)(第二九〇九号)
医療制度への抜本改革に関する意見書(茨城県
友部町議会)(第二九一〇号)
医療制度確立に関する意見書(静岡県南伊豆町
議会)(第二九一一号)
救急救命士制度の見直しに関する意見書(山形
県余目町議会)(第二九一二号)
救急救命士制度の見直しに関する意見書(山形
県八幡町議会)(第二九一三号)
救急救命士制度の見直しに関する意見書(山形
県平田町議会)(第二九一四号)
救急救命士制度の充実強化に関する意見書(新
潟県栃尾市議会)(第二九一五号)
国に医療保険制度の改善と財政措置を求めるこ
とに関する意見書(岡山県鴨方町議会)(第二九
一六号)
健保三割負担や高齢者窓口負担の大幅引き上げ
などの中止に関する意見書(岐阜県付知町議会)
(第二九一七号)
骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用に
関する意見書(山形県中山町議会)(第二九一八
号)
骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用に
関する意見書(山形県余目町議会)(第二九一九
号)
雇用の危機突破に関する意見書(青森県川内町

議会)(第二九二〇号)
雇用の危機突破に関する意見書(宮城県東和町
議会)(第二九二一号)
雇用の危機突破に関する意見書(山形県余目町
議会)(第二九二二号)
雇用の危機突破に関する意見書(茨城県友部町
議会)(第二九二三号)
雇用の危機突破に関する意見書(千葉市議会)
(第二九二四号)
雇用の危機突破に関する意見書(三重県鵜飼村
議会)(第二九二五号)
雇用の危機突破に関する意見書(香川県豊浜町
議会)(第二九二六号)
雇用対策の拡充に関する意見書(北海道松前町
議会)(第二九二七号)
食品衛生法の改正等による食品の安全性確保の
強化に関する意見書(山形県余目町議会)(第二
九二八号)
食の安全確保に関する意見書(千葉市議会)(第
二九二九号)
児童扶養手当の削減案撤回に関する意見書(山
形県戸沢村議会)(第二九三〇号)
児童扶養手当制度に関する意見書(甲府市議会)
(第二九三一号)
児童扶養手当制度の見直し反対に関する意見書
(甲府市議会)(第二九三二号)
小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書
(北海道虻田町議会)(第二九三三号)
小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書
(茨城県原町議会)(第二九三四号)
小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書
(千葉県岬町議会)(第二九三五号)
小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書
(山形県田子町議会)(第二九三六号)
小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書
(長野県立科町議会)(第二九三七号)
小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書
(長野県浅科町議会)(第二九三八号)
小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書

(高知県佐川町議会)(第二九三九号)
小児救急医療制度の充実・強化に関する意見書
(熊本県長陽村議会)(第二九四〇号)
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書
(宮城県気仙沼市議会)(第二九四一号)
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書
(宮城県色麻町議会)(第二九四二号)
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書
(宮城県花山村議会)(第二九四三号)
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書
(山形県中山町議会)(第二九四四号)
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書
(長野県浅科町議会)(第二九四五号)
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書
(長野県上松町議会)(第二九四六号)
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書
(長野県本城村議会)(第二九四七号)
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書
(長野県安曇村議会)(第二九四八号)
食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書
(岡山県議会)(第二九四九号)
食品衛生法改正と運用強化に関する意見書(北
海道増毛町議会)(第二九五〇号)
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道今
金町議会)(第二九五一号)
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道蘭
越町議会)(第二九五二号)
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道月
形町議会)(第二九五三号)
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道妹
背牛町議会)(第二九五四号)
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道小
平町議会)(第二九五五号)
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道苫
前町議会)(第二九五六号)
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道遠
別町議会)(第二九五七号)
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道幌
延町議会)(第二九五八号)

地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道猿
払町議会(第二九五九号))
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道歌
登町議会(第二九六〇号))
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道豊
富町議会(第二九六一号))
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道利
尻富士町議会(第二九六二号))
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道三
石町議会(第二九六三号))
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道弟
子屈町議会(第二九六四号))
地域雇用対策の拡充に関する意見書(北海道中
標津町議会(第二九六五号))
抜本的な雇用対策の実施に関する意見書(福島
県南郷村議会(第二九六六号))
負担増反対、医療制度の抜本的改革に関する意見
書(北海道松前町議会(第二九六七号))
負担増反対、医療制度の抜本的改革に関する意見
書(北海道金町議会(第二九六八号))
負担増反対、医療制度の抜本的改革に関する意見
書(北海道蘭越町議会(第二九六九号))
負担増反対、医療制度の抜本的改革に関する意見
書(北海道苫前町議会(第二九七〇号))
負担増反対、医療制度の抜本的改革に関する意見
書(北海道遠別町議会(第二九七一号))
負担増反対、医療制度の抜本的改革に関する意見
書(北海道猿払村議会(第二九七二号))
負担増反対、医療制度の抜本的改革に関する意見
書(北海道豊富町議会(第二九七三号))
負担増反対、医療制度の抜本的改革に関する意見
書(北海道虻田町議会(第二九七四号))
負担増反対、医療制度の抜本的改革に関する意見
書(北海道日高町議会(第二九七五号))
負担増反対、医療制度の抜本的改革に関する意見
書(北海道中標津町議会(第二九七六号))
母子家庭の生活安定にかかわる施策に関する意見
書(鳥取県倉吉市議会(第二九七七号))
労働者の雇用、失業、中小企業対策の強化に関

する意見書(高知県佐川町議会(第二九七八号))
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(甲府市議会(第二九七九号))
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(長野県立科町議会(第二九八〇
号))
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(長野県浅科町議会(第二九八一
号))
ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に
関する意見書(島根県浜田市議会(第二九八二
号))
四月一日
安心の医療制度への抜本的改革を求め、負担増反
対に関する意見書(宮城県岩沼市議会(第三〇
七九号))
安心の医療制度への抜本的改革を求め、負担増反
対に関する意見書(宮城県蔵沢町議会(第三〇
八〇号))
安心の医療制度への抜本的改革を求め、負担増反
対に関する意見書(宮城県迫町議会(第三〇八
一号))
安心の医療制度への抜本的改革に関する意見書
(福島県棚倉町議会(第三〇八二号))
安心の医療制度への抜本的改革に関する意見書
(群馬県議会(第三〇八三号))
安心の医療制度への抜本的改革を求め、負担増の
反対に関する意見書(埼玉県吹上町議会(第三
〇八四号))
安心の医療制度への抜本的改革を求め、負担増反
対に関する意見書(新潟県新井市議会(第三〇
八五号))
安心の医療制度への抜本的改革を求め、負担増反
対に関する意見書(新潟県大潟町議会(第三〇
八六号))
安心の医療制度への抜本的改革を求め、負担増
反対に関する意見書(長野県三水村議会(第三
〇八七号))
安心の医療制度への抜本的改革を求め、負担増反

対に関する意見書(三重県熊野市議会(第三〇
八八号))
安心の医療制度への抜本的改革を求め、負担増に
関する意見書(香川県大野原町議会(第三〇八
九号))
安心の医療制度への抜本的改革を求め、負担増反
対に関する意見書(香川県仁尾町議会(第三〇
九〇号))
安心と信頼の医療制度の確立に関する意見書
(大分県豊後高田市議会(第三〇九一号))
安心の医療制度への抜本的改革を求め負担増に
関する意見書(宮崎県山田町議会(第三〇九二号))
医療制度改革において難病患者等への配慮に関
する意見書(北海道浜中町議会(第三〇九三号))
医療保険制度改革に関する意見書(富山県入善
町議会(第三〇九四号))
医療制度改革に関する意見書(富山県朝日町議
会(第三〇九五号))
医療保険制度改革に関する意見書(岐阜県馬瀬
村議会(第三〇九六号))
医療制度改革に関する意見書(静岡県富士市議
会(第三〇九七号))
医療制度改革に関する意見書(静岡県袋井市議
会(第三〇九八号))
医療制度改革に関する意見書(静岡県清水町議
会(第三〇九九号))
医療制度改革に関する意見書(香川県議会(第
三一〇〇号))
医療制度の抜本的改革に関する意見書(北海道黒
松内町議会(第三一〇一号))
医療制度の抜本的改革に関する意見書(北海道奈
井江町議会(第三一〇二号))
医療制度の抜本的改革に関する意見書(北海道
平取町議会(第三一〇三号))
医療制度の抜本的改革を求め、医療費値上げ反対
に関する意見書(岩手県雫石町議会(第三一〇
四号))
医療制度への抜本的改革に関する意見書(茨城県
大子町議会(第三一〇五号))

医療制度への抜本的改革を求め、負担増反対に
関する意見書(神奈川県厚木市議会(第三一〇六
号))
医療制度の抜本的改革を求め、医療費値上げ反対
に関する意見書(山口県小郡町議会(第三一〇
七号))
医療費負担増反対、医療制度の抜本的改革に関
する意見書(北海道下川町議会(第三一〇八号))
医療費の負担増反対、医療制度の抜本的改革に
関する意見書(北海道中札内村議会(第三一〇九
号))
医療費の負担増に反対し、安心の医療制度への
抜本的改革に関する意見書(三重県名張市議会
(第三一一〇号))
医療保険制度の改善に向けて国の財政措置に関
する意見書(島根県石見町議会(第三一一一号))
患者・被保険者への負担増反対、医療制度の抜
本改革に関する意見書(北海道浜中町議会(第
三一二号))
神奈川県最低賃金改定等に関する意見書(神奈
川県厚木市議会(第三一一三号))
がん治療等に関する意見書(神奈川県川崎市
議会(第三一一四号))
介護保険制度実施に伴う介護サービス基盤の充
実強化に関する意見書(北海道名寄市議会(第
三一一五号))
介護保険制度実施に伴う介護サービス基盤の充
実強化に関する意見書(宮城県古川市議会(第
三一一六号))
救急救命士法等の制度の見直しに関する意見書
(山形市議会(第三一一七号))
緊急雇用対策に関する意見書(静岡県湖西市議
会(第三一一八号))
危機突破の積極型雇用対策の確立に関する意見
書(群馬県高崎市議会(第三一一九号))
救急救命士制度の見直しに関する意見書(山形
県立川町議会(第三一二〇号))
救急救命士制度の見直しに関する意見書(山形
県遊佐町議会(第三一二一号))

[illegible]

六六号) 抜本的な雇用対策の実施に関する意見書(福島県石川町議会)(第三二六七号) 景気対策の推進と雇用の危機打開に関する意見書(富山県新湊市議会)(第三二六八号) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道砂川市議会)(第三二六九号) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道恵山町議会)(第三二七〇号) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道江差町議会)(第三二七一号) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道喜茂別町議会)(第三二七二号) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道羽幌町議会)(第三二七三号) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道浦河町議会)(第三二七四号) 負担増反対、医療制度の抜本改革に関する意見書(北海道上士幌町議会)(第三二七五号) 母子家庭等に対する自立支援施策等の拡充に関する意見書(香川県議会)(第三二七六号) 母子家庭等の生活の自立をめざす総合的施策の確立に関する意見書(宮崎市議会)(第三二七七号) 保育施策の拡充に関する意見書(静岡県清水市議会)(第三二七八号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(北海道紋別市議会)(第三二七九号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(北海道士別市議会)(第三二八〇号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(北海道名寄市議会)(第三二八一号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(北海道砂川市議会)(第三二八二号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(福岡県香春町議会)(第三二九六号)	関する意見書(北海道江差町議会)(第三二八三号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(北海道寿都町議会)(第三二八四号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(北海道南幌町議会)(第三二八五号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(北海道白糠町議会)(第三二八六号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(福島県白河市議会)(第三二八七号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(埼玉県日高市議会)(第三二八八号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(長野県箕輪町議会)(第三二八九号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(静岡県掛川市議会)(第三二九〇号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(奈良県大和郡山田市議会)(第三二九一号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(鳥取市議会)(第三二九二号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(高知県土佐市議会)(第三二九三号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(高知県香美町議会)(第三二九四号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(福岡県飯塚市議会)(第三二九五号) ワークシェアリング等積極型雇用対策の確立に関する意見書(福岡県香春町議会)(第三二九六号)	号) は本委員会に参考送付された。 本日の会議に付した案件 参考人出頭要求に関する件 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号) 身体障害者補助犬法案(山本幸三君外六名提出、第五百五十三回国会衆法第二八号) 身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案(山本幸三君外六名提出、第五百五十三回国会衆法第二九号) ○森委員長 これより会議を開きます。 内閣提出、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。 趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案 〔本号末尾に掲載〕 ○坂口国務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。 障害者の雇用につきましては、厳しさを増している雇用情勢のもと、求職者の数が過去最高となる等厳しい状況にあります。また、厳しい経済状況のもとでの企業組織の再編の活発化、技術革新等による職場環境の改善等、障害者雇用を取り巻く状況が大きく変化しております。 このような状況に対応し、障害者の職場を拡大し、雇用の分野のノーマライゼーションの実現を図るとともに、保健福祉施策との連携による総合的支援の充実を図るため、政府といたしましては、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。 次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。 第一に、障害者雇用率の算定方式の見直しであります。 企業グループでの障害者の雇用を促進するため、特例子会社に加え、関係する他の子会社も合わせて雇用率の算定を行うことができるように改めるとともに、雇用すべき障害者数の軽減を図るために設けられている除外率を、当分の間のものとした上で、段階的に縮小していくこととしております。 第二に、就職困難な障害者に対する総合的支援策の充実であります。 障害者の職業的自立を促進するため、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携し、就業及び日常生活上の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センター事業を実施するとともに、障害者職業センターにおいて、障害者の職場定着の支援を行う事業を実施することとしております。 第三に、精神障害者等に係る用語の意義の改正であります。 精神障害者について本法律上の位置づけを明確化する等の改正を行い、精神障害者に対する雇用支援を進めることとしております。 なお、この法律は公布の日から施行することとしておりますが、特例子会社に関する部分は平成十四年十月一日から、除外率の縮小に関する部分は平成十六年四月一日から施行することとしております。 以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。 何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。 ○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。 ○森委員長 この際、参考人出頭要求に関する件
--	--	---

についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森委員長 次に、第五百十三回国会、山本幸三君外六名提出、身体障害者補助犬法案及び身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、順次提出者より趣旨の説明を聴取いたします。山本幸三君。

身体障害者補助犬法案

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○山本(幸)議員 ただいま議題となりました身体障害者補助犬法案及び身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、身体障害者補助犬法案について御説明申し上げます。

身体障害者補助犬により自立と社会参加を果たすことが可能となる身体障害者は多く、その普及には社会的受け入れ体制の整備と良質な身体障害者補助犬の育成体制の整備が不可欠であります。また、米國を初めとする国々では、身体障害者補助犬の同伴による社会参加を障害者の権利として保障する法律があると承知しております。

しかしながら、我が国においては、五十年近い歴史を持つ盲導犬でさえ道路交通法による規定しなく、宿泊施設や飲食店で同伴を断られる事態が頻繁に生じております。また、介助犬及び聴導犬については、法的な位置づけがなく、ペットと同様に扱われるため、公共施設への同伴が困難になっているほか、その犬の質を担保する制度もなく、身体障害者の自立及び社会参加に支障が生じております。

そこで、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようになるための措置等を講ずる必要があります。

以上が、本法律案を提出する理由であります。次に、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律において、身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいうものとしております。

第二に、身体障害者補助犬の訓練事業者は、医療提供者、獣医師等との連携を確保しつつ、身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならぬこととしております。

第三に、施設等における身体障害者補助犬の同伴等については、管理する者が利用する民間施設につきましても、管理者は、身体障害者補助犬の同伴等を拒んではならないこととしております。次に、民間の事業所、民間住宅の管理者は、身体障害者補助犬の使用を拒まないよう努めなければならないこととしております。

第四に、指定法人による同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定制度を創設することとしております。

その他、身体障害者補助犬の使用に係る適格性、身体障害者補助犬についての表示、行動管理、衛生の確保等につきまして定めることとしております。

なお、この法律は、平成十四年十月一日から施行することとしております。ただし、介助犬及び聴導犬の訓練事業者の義務に関する規定は平成十五年四月一日から、不特定多数の者が利用する民間施設に係る身体障害者補助犬の同伴に関する規定は同年十月一日から施行することとしております。

次に、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図るため、関連法律の改正を行うものとしております。

第一に、障害者基本法に、公共施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴について配慮しなければならない旨の規定を設けることとしております。

第二に、社会福祉法を改正して、第二種社会福祉事業に介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を追加することとしております。

第三に、身体障害者福祉法を改正して、介助犬

訓練事業及び聴導犬訓練事業について定めるとともに、地方公共団体が実施する身体障害者の社会参加を促進する事業に、身体障害者補助犬の使用を支援する事業を追加しようとするものであります。

なお、この法律は、平成十四年十月一日から施行することとしております。ただし、介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業に係る改正規定は、平成十五年四月一日から施行することとしております。以上が、両法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○森委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、来る五日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十分散会

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施(第九条の十八・第十九条の十九)」を「第五節 障害者就業・生活支援センター(第九条の十八・第十九条の二十一) 営の業務の実施(第九条の二十二・第十九条の二十三)」に改める。

第二条第一号中「身体又は精神に障害を有する者」を「身体又は精神に障害を有する者、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。以下に改め、同条第二号中「別表に掲げる身体上の障害(以下「身体障害」という。以下に改め、同条第六号を第七号とし、

「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるもの」に改め、同条第六号を第七号とし、

「又は精神障害者」に改める。

第五号の次に次の一号を加える。

六 精神障害者 障害者のうち、精神障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

第五号第一項中「その他政令で定める障害者」を「又は精神障害者」に改める。

準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第十四条第一項中「(除外率設定業種(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率(除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数。

第五項及び第七十八条の三において同じ。)を削り、同条第二項中「から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数」を削る。

第十四条の二第二項中「特定の株式会社の総株主の議決権の二分の一を超える数の議決権又は特定の有限会社の総株主の議決権の二分の一を超える数の議決権を有する」を「特定の株式会社又は有限会社と厚生労働省令で定める特殊の関係のある」に改め、同条第二項中「議決権」を「特殊の関係」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の三 親事業主であつて、特定の株式会社又は有限会社(当該親事業主の子会社を除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び当該株式会社が又は有限会社(以下「関係会社」という。)の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第十四条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一 当該関係会社の行う事業と当該子会社の行

う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること、又は当該関係会社が当該子会社に投資していること。

二 当該親事業主が第七十八条の三各号に掲げる業務を担当する者を同条の規定により選任しており、かつ、その者が当該子会社及び当該関係会社についても同条第一号に掲げる業務を行うこととしていること。

三 当該親事業主が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者並びに当該子会社及び当該関係会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができる」と認められること。

第十四条の二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第十五条第三項中「当該子会社」の下に「及び当該関係会社」を加える。

第十七条第一項中「身体障害の」を「別表に掲げる障害の」に改め、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 承認省庁又は認定地方機関に係る第一項の規定の適用については、当該外局等又は当該その他機関に勤務する職員は、当該承認省庁又は当該認定地方機関のみに勤務する職員とみなす。

害者である職員」とあるのは「若しくは知的障害者である職員若しくは重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

5 第十七条第三項の規定の適用については、同項中「勤務する職員」とあるのは、「勤務する職員又は重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

第三十九条の十三の見出し中「第五条第一項の政令で定める障害者」を「精神障害者」に改め、同条第一項中「第五条第一項の政令で定める障害者」及び「当該障害者」を「精神障害者」に改め、同条第二項中「第五条第一項の政令で定める障害者」を「精神障害者」に改める。

第三十九条の十四第一項中「第五条第一項の政令で定める障害者」を「精神障害者」に改める。

第七十九条第一項中「その他厚生労働省令で定める障害者」を「及び精神障害者(厚生労働省令で定める者に限る。)」に改める。

第八十二条中「障害者雇用支援センター」の下に「障害者就業・生活支援センター」を、「事務所」の下に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センター」を加える。

第八十六条の二 第九条の二十一の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

の間、同条第一項中「当該機関の職員の総数」とあるのは、「当該機関の職員の総数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の職員が相当の割合を占める機関として政令で定める機関以下「除外率設定機関」という。)にあつては、当該除外率設定機関の職員の総数から、当該除外率設定機関における職員の総数に当該除外率設定機関に係る除外率(九十五パーセント以内において政令で定める率をいう。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を控除した数」とする。

2 第十四条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数(除外率設定業種(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率(除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに九十五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数。第五項及び第七十八条の三において同じ。）」と、同条第二項中「総数」とあるのは「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数」とする。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十四条の政令及び前項の規定により読み替えて適用する第十四条の厚生労働省令は、除外率設定機関及び除外率設定業種における身体障害者又は知的障害者の雇用の状況、障害者が職業に就

者である職員」とあるのは「若しくは知的障害者である職員若しくは重度身体障害者若しくは重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。

附則第三条第五項中「附則第三条第二項」を「附則第四条第二項」に、「附則第三条第三項」を「附則第四条第三項」に改め、同条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

附則第三条 第十一条の規定の適用については、当分

附則第三条 第十一条の規定の適用については、当分

くことを容易にする技術革新の進展の状況その他の事項を考慮し、当該政令及び厚生労働省令で定める率が段階的に縮小されるように制定され、及び改正されるものとする。

別表中「身体障害者の範囲(第二条関係)」を「障害者の範囲(第二条、第十七条関係)」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の次に二条を加える改正規定、第十四条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十五条第三項の改正規定、第十七条に一項を加える改正規定、第二十九条第七項の改正規定及び第三十九条の十の改正規定並びに附則第四条第一項の改正規定(子会社及び関係会社に係る部分に限る。) 平成十四年十月一日

二 第十一条第一項の改正規定及び第十四条第一項の改正規定並びに附則第五条を附則第六条とする改正規定、附則第四条第一項の改正規定(子会社及び関係会社に係る部分を除く。)、同条を附則第五条とする改正規定、附則第三条第五項の改正規定、同条を附則第四条とする改正規定及び附則第二条の次に一条を加える改正規定 平成十六年四月一日

(障害者就業・生活支援センターに関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「旧法」という。)第九条の十二第一項の規定による指定を受けている社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人であつて、旧法第九条の十三第一号に規定するあつせんの業務を行つていもの(以下「旧センター」という。)は、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という。)第九条の十八の規定によ

る指定を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の日前に旧法第九条の十二第二項又は第四項の規定によりされた公示(旧センターに係るものに限る。)で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第九条の二十の規定により読み替えて準用される新法第九条の十二第二項又は第四項の規定によりされた公示とみなす。この場合において、当該公示のうち旧法第九条の十二第二項に規定する指定に係る地域に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

3 この法律の施行前に、旧法又はこれに基づく命令により旧センターに対して行い、又は旧センターが行つた処分、手続その他の行為は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定によつて、新法第九条の十九に規定する障害者就業・生活支援センターに対して行い、又は障害者就業・生活支援センターが行つた処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置は、政令で定める。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第四条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第二章第五節」を「第二章第六節」に改める。

理由

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、雇用率制度における除外率制度及び子会社の特例の見直しを図るとともに、職場適応援助者事業及び障害者就業・生活支援センターを創設する等就職が困難な障害者が職業生活において自立すること

身体障害者補助犬法案

身体障害者補助犬法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 身体障害者補助犬の訓練(第三条―第五條)

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性(第六條)

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等(第七條―第十四條)

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等(第十五條―第二十條)

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等(第二十一條―第二十四條)

第七章 罰則(第二十五條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もつて身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉

の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補助を行う犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第二章 身体障害者補助犬の訓練

(訓練事業者の義務)

第三条 盲導犬訓練施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十三條に規定する盲導犬訓練施設をいう。)を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業(同法第四條の二十二項に規定する介助犬訓練事業をいう。)を行う者及び聴導犬訓練事業(同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。)を行う者(以下「訓練事業者」という。)は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければなら

い。

2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たつては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければなら

ない。

第四条 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合においては、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第五條 前二條に規定する身体障害者補助犬の訓練に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六條 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）

第七條 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十條までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所に於いて身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

（公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴）

第八條 公共交通事業者等（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に關する法律（平成十二年法律第六十八号）第三条第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者をいう。以下同じ。）は、その管理する旅客施設（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に關する法律第二条第四項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等（車両、自動車、船舶及び航空機をいう。）を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴）

第九條 前二條に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（事業所又は事務所に於ける身体障害者補助犬の使用）

第十條 事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所に於いて身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

（住宅における身体障害者補助犬の使用）

第十一條 住宅を管理する者（国等を除く。）は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

（身体障害者補助犬の表示等）

第十二條 この章に規定する施設等（住宅を除く。）の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならぬ。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（身体障害者補助犬の行動の管理）

第十三條 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない。

（表示の制限）

第十四條 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外を同伴し、又は使用するとき、その犬に第十二條第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六條第一項の認定を受けるため試験中である犬であつて、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

第十五條 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定め

るところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次條に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定）

第十六條 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であつて当該指定法人に申請があつたものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなつたと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

（改善命令）

第十七條 厚生労働大臣は、指定法人の前條に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため

と、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次條に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

と、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次條に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定）

第十六條 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であつて当該指定法人に申請があつたものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなつたと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

（改善命令）

第十七條 厚生労働大臣は、指定法人の前條に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため

と、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次條に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定）

第十六條 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であつて当該指定法人に申請があつたものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を持参し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(身体障害者補助犬の取扱い)

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を

清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(国民の協力)

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

第七章 罰則

第二十五条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定(介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。)は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であつて、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であつて第十六条第一項の

認定を受けていないものを同伴し、又は使用するとき、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置)

第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第六条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

最近における身体障害者の自立及び社会参加の進展に伴い、日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行う犬が果たす役割が重要になってきていることにかんがみ、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ることにより、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講ずる必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律

(障害者基本法の一部改正)

第一条 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「福祉用具の給付」を「福祉用具及び障害者の補助を行う犬の給付又は貸与」に改め、同条第四項中「福祉用具」を「福祉用具等」に改める。

第十九条第二項中「福祉用具」を「福祉用具等」に改める。

第二十二條の二中「設備の整備」を「及び設備の整備、当該公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第二条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号中「又は手話通訳事業」を「手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一項を加える。

12 この法律において、「介助犬訓練事業」とは、介助犬(身体障害者補助犬法(平成十三年法律第 号)第二条第三項に規定する介助犬をいう。以下同じ)の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業をいい、「聴導犬訓練事業」とは、聴導犬(同条第四項に規定する聴導犬をいう。以下同じ)の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者

に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業をいう。

第二十一条の三の見出し中「盲導犬」を「盲導犬等」に改め、同条中「身体障害者」の下に「、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者」を加え、「における厚生労働省令で定める」を「において」に改め、「盲導犬」の下に「身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。」、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬」を加える。

第二十一条の四中「支援する事業」の下に「、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業」を加える。

第二十六条第一項中「又は身体障害者生活訓練等事業」を「、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条の規定（身体障害者福祉法第二十一条の三の改正規定中「における厚生労働省令で定める」を「において」に改める部分を除く。）及び次条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日において現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第四条の第十二項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行っている国及び都道府県以外の者について同法第二十六条第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行

の日から起算して三月以内」とする。

理 由

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図るため、公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴について配慮しなければならない旨の規定を設けるとともに、第二種社会福祉事業に介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業を追加し、あわせて地方公共団体が実施する身体障害者の社会参加を促進する事業に、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生労働委員会議録第二号中正誤
ベシ 段 行 誤 正
三 三 四 臣として 大臣として

第一類第七号

厚生労働委員会議録第五号

平成十四年四月三日

平成十四年四月八日印刷

平成十四年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D